

武力攻撃事態

平成15年6月6日成立

武力攻撃事態対処法

(平成15年6月13日施行)

全体の枠組みを示すもの

- ・武力攻撃事態の対処に関する手続き
- ・国、地方公共団体、指定公共機関等の責務、役割

改正安全保障会議設置法

(平成15年6月13日施行)

政府の意思決定の補佐

諮問事項に「武力攻撃事態等
対処基本方針」等を追加
事態対処専門委員会の設置

改正自衛隊法

(平成15年6月13日施行)

自衛隊の任務遂行等に
係る規定の整備

- ・物資の収用、陣地構築等
- ・関係法令の特例、適用除外

平成16年6月14日成立

国民保護法制

国民保護法 (平成16年9月17日施行)

書報、避難、救援、救助等

武力攻撃災害への対応

武力攻撃災害の復旧

自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制

米軍行動関連措置法 (平成16年9月17日施行)

海上輸送規制法 (平成16年12月17日施行)

自衛隊法一部改正法 (平成16年7月29日施行)

米軍への役務、物品の支援等

交通及び通信の総合的な調整等に関する法制

特定公共施設利用法 (平成16年9月17日施行)

空港や電波の優先利用に関する調整等

捕虜の取り扱いに関する法制

捕虜取扱い法 (平成17年2月28日施行)

非人道的行為の処罰に関する法制

国際人道法違反処罰法 (平成17年2月28日施行)

有事関連の3条約等

平成16年6月14日承認

日米物品役務相互提供協定 (ACSA) 改正協定 (平成16年7月29日効力発生)

適用を「武力攻撃事態等」「国際平和活動」「大規模災害への対処」等に拡大

ジュネーブ諸条約第1追加議定書 (平成17年2月28日効力発生)

ジュネーブ諸条約第2追加議定書 (平成17年2月28日効力発生)

(平成17年2月28日効力発生)